

地方公共団体に対する調査・照会業務の業務・システム見直し方針概要

第1 対象範囲

本方針が対象とする調査・照会業務は、国の行政機関が政策の立案等その業務の遂行に必要な基礎資料を得るために、地方公共団体に対して行う調査・照会に対する回答など各種の報告を求める業務（電話等による口頭での照会、会議等の出席者確認等は除く。）であり、これらの業務の企画、準備、調査、審査、集計・分析、公表、提供及び評価並びにこれらに付随する業務及びシステムを範囲とする。

第2 最適化の基本理念

「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）及び「IT政策パッケージ - 2005」（平成17年2月24日IT戦略本部決定）並びに電子政府構築計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり基本理念を掲げる。

- (1) 調査・照会業務の電子化の推進、霞が関WAN及び総合行政ネットワーク(LGWAN)の活用による業務の効率化の推進
- (2) 調査・照会業務に係る汎用的に利用可能なシステムの整備、情報システムの集約によるシステム投資及びシステム運用の効率化の推進
- (3) 業務プロセス等の標準化や合理化及び調査・照会データの共有等による業務の効率化の推進
- (4) 緊急性や必要性に乏しい調査・照会業務や重複している調査・照会業務の廃止を含めた必要な見直しによる業務の合理化・効率化の推進

第3 現状と課題

1 業務・システムの現状

国の行政機関が地方公共団体に対して実施する調査・照会業務の数は、定期的実施しているもの（統計調査は除く。）に限定しても府省合計で700を超える。また、国の行政機関の各部局単位でそれぞれのルート、媒体、方法等で実施されていることやデータ共有が十分に行われていないこと等により、非効率が生じている。

2 業務・システムの課題

(1) 業務面からみた課題

- ア 紙による調査・照会が多いこと
- イ 調査・照会業務が各部局単位で他部局等との連携や調整なく実施されていること
- ウ 調査・照会の依頼から回収、集計までに多くの作業を要すること
- エ 進捗管理が難しいこと
- オ 職権訂正の際の原本管理や版数管理が必要なこと

(2) システム・技術面からみた課題

- ア 調査・照会業務に係るシステムが統一されていないこと

- イ 入力画面及び帳票が統一されていないこと
- ウ 調査・照会データの共有等が十分に行われていないこと

第4 見直し方針

- 1 調査・照会業務の電子化の推進、霞が関 WAN 及び総合行政ネットワーク (LGWAN) の活用による業務の効率化
- 2 国の行政機関共通のシステム開発・運用によるシステム関連経費の削減
- 3 調査・照会業務におけるデータの標準化等による国の行政機関・地方公共団体間、国の行政機関間、国の行政機関内の部局間のデータ交換の円滑化・共有化の推進
- 4 業務手順(ワークフロー)等の見直しによる業務処理の合理化・迅速化、システムの安全性・信頼性の向上
- 5 統括的なシステム企画・管理体制の整備と外部委託の推進
- 6 調査・照会業務の整理
- 7 各府省と地方公共団体の連絡調整

第5 最適化計画の策定

平成 17 年度(2005 年度)末までのできる限り早期に地方公共団体に対する調査・照会業務の業務・システムの最適化計画を策定する。